

公共工事の適正な施工体制等の確認について

目的

最低制限価格及び低入札調査基準価格の引き上げ

工事の品質及び適正な施工体制（労務単価等）が確保されているかをチェックする

調査フロー

【確認書類】

積算労務単価報告書（新規に提出）

入札に当たり積算した労務単価の状況を把握することにより、労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制の確保に資するため実施

請負人が積算労務単価を報告

「公共工事設計労務単価」との間に一定以上の乖離があるか確認

施工体制台帳（従前どおり提出）

- ・ 下請負人の現場代理人、主任技術者及び工事内容
 - ・ 建設業退職金共済制度、健康保険及び厚生年金保険等の加入状況
 - ・ 下請負予定額及び支払い方法（現金の率、手形期間）
- など

労務単価に一定の乖離がある工事など、施工中の工事から抽出

【施工中の調査（9～11月）】

建設工事下請状況等調査
（労務単価に関する項目を追加）

指導事項があった場合

改善報告に基づき書類確認

建設工事安全パトロール

指導事項があった場合

改善報告に基づき現場確認

改善されている

改善されていない

調査終了

工事施行成績
評価に反映

【工事完成後の調査（1～3月）】

建設工事下請状況等調査
（労務単価に関する項目の追加）

改善されている

改善されていない

調査終了

工事施行成績
評価に反映

施工中の調査において指導事項
があった工事を対象とする

主な内容

- 「積算労務単価報告書」の提出
発注者が労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り適正な施工体制を確保することを目的とする。
- 工事施工中の調査
調査時点において稼働中の工事のうち、労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回る工事などを抽出し、「建設工事下請状況等調査」及び「全道一斉安全パトロール」等を実施する。
なお、「建設工事下請状況等調査」の結果、指導事項があった場合は、工事完成後に再度調査し確認をする。
- 工事施行成績への反映
法令等に反する恐れがある指導事項について、改善されていない場合は工事施行成績に反映する。
（最大-20点）
- 調査工事の抽出（原則、下請負人を選定した工事から抽出）
 - ① 「積算労務単価報告書」の労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回る工事
 - ② 落札価格と最低制限価格の乖離（1%未満）が少ない工事
 - ③ 下請負人等が法定保険（社会保険、労働保険）に未加入である工事
 - ④ 請負金額の高い工事

○ 支出負担行為担当者が特に必要と認めた工事がある場合は、その工事を優先する。